

令和7年12月4日

五戸町議会第15回定例会提出議案

五 戸 町

第15回定例会に付議する事件

- 議案第 89号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 90号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第 91号 五戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 議案第 92号 五戸町歯科口腔保健の推進に関する条例案
- 議案第 93号 五戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 94号 五戸町議会議員及び五戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 95号 五戸町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 96号 五戸町特別参事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 97号 五戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 98号 五戸町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 99号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第100号 五戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第101号 五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第102号 五戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第103号 五戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 議案第104号 五戸町斎場設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第105号 五戸町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第106号 五戸町下水道条例の一部を改正する条例案
- 議案第107号 五戸町学校給食条例の一部を改正する条例案

議案第108号	令和7年度五戸町一般会計補正予算（第3号）	・・・・・別冊
議案第109号	令和7年度五戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	・・・・・別冊
議案第110号	令和7年度五戸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	・別冊
議案第111号	令和7年度五戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）	・・・別冊
議案第112号	令和7年度五戸町住宅用地造成事業等特別会計補正予算（第1号）	・・・・・別冊
議案第113号	令和7年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）	・・・・・別冊
議案第114号	令和7年度五戸町簡易水道事業会計補正予算（第1号）	・・・別冊
議案第115号	令和7年度五戸町下水道事業会計補正予算（第2号）	・・・・別冊
議案第116号	令和7年度五戸町病院事業会計補正予算（第2号）	・・・・・別冊

議案第89号

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和8年3月31日をもって青森県市町村総合事務組合から黒石地区清掃施設組合を脱退させ、青森県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和7年12月4日 提出

五戸町長 若宮佳一

提案理由

青森県市町村総合事務組合の構成団体である黒石地区清掃施設組合が和8年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものである。

青森県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

青森県市町村総合事務組合規約（平成19年青森県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中及び別表第2第8号の項中「、黒石地区清掃施設組合」を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第90号

青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和8年3月31日をもって青森県市町村職員退職手当組合から黒石地区清掃施設組合を脱退させ、青森県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和7年12月4日 提出

五戸町長 若宮佳一

提案理由

黒石地区清掃施設組合が令和8年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するものである。

青森県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

青森県市町村職員退職手当組合規約（昭和46年青森県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「黒石地区清掃施設組合」を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第91号

五戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案

五戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和7年12月4日 提出

五戸町長 若宮佳一

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による乳児等のための支援給付の創設に伴い、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づく乳児等通園支援事業に係る基準の制定を提案するものである。

五戸町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

　第1節 通則（第20条）

　第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

　第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雜則（第27条）

附則

　第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 町長は、五戸町子ども・子育て会議（五戸町子ども・子育て会議条例（平成25年五戸町条例第23号）第1条に規定する五戸町子ども・子育て会議をいう。）の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不斷の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るために、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項

の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならぬ。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総

数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段

	避難用	<p>1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 待避上有効なバルコニー</p> <p>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>4 屋外階段</p>
3階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（青森県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は青森県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係る部分に限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設

備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雜則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第92号

五戸町歯科口腔保健の推進に関する条例案

五戸町歯科口腔保健の推進に関する条例を次のように定める。

令和7年12月4日 提出

五戸町長 若宮佳一

提案理由

町における歯科口腔保健の推進に関する基本理念を定め、町の責務等を明確にするとともに、歯科口腔保健の基本的施策を総合的に推進するために必要な事項を定めるものであり、町民の生涯にわたる健康の保持増進に資することを目的として提案するものである。

五戸町歯科口腔保健の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）の趣旨を踏まえ、町が行う歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、町の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する基本的施策を総合的に推進し町民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 町民が、生涯にわたって歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(町の責務)

第3条 町は、前条の基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 町は、歯科口腔保健の推進に当たっては、歯科医療等関係者及び事業者と連携し、町民に対して情報の提供、助言等を実施するものとする。

(歯科医療等関係者の役割)

第4条 歯科医療等関係者は、相互に連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、町が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、町内の事務所又は事業所で雇用する従業員に対して歯科検診及び歯科保健指導の機会を確保し、町が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町民の役割)

第6条 町民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受け、必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものと

する。

(基本的施策の実施)

第7条 町は、歯科口腔保健の推進を図るため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組の普及啓発に關すること。
- (2) 定期的な歯科検診の受診等の勧奨に關すること。
- (3) 障がい者及び介護を必要とする高齢者等に対する定期的な歯科検診の受診等又は歯科医療の受診の促進に關すること。
- (4) 乳幼児期、学齢期、成人期（妊娠婦である期間を含む。以下同じ。）、及び高齢期のそれぞれの時期における特性に応じた歯科疾患の予防に向けた取組に關すこと。
- (5) 乳幼児期及び学齢期における口腔機能の獲得並びに成人期及び高齢期における口腔機能の維持向上に向けた取組に關すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に關すること。

(計画の実施等)

第8条 町長は、五戸町健康増進計画（以下「計画」という。）に基づき、前条の基本的施策を総合的に実施する。

2 町長は、計画の適切な進行管理を行うものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第93号

五戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
案

五戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

令和7年12月4日 提出

五戸町長 若宮佳一

提案理由

議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものである。

五戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 五戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年五戸町条例第118号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の170」を「100分の180」に改める。

第2条 五戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の180」を「100分の175」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の五戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の五戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第94号

五戸町議会議員及び五戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

五戸町議会議員及び五戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月4日 提出

五戸町長 若宮佳一

提案理由

公職選挙法施行令に規定される国会議員の選挙における選挙運動の公営に要する経費の公営単価の一部が改正されたことに伴い、五戸町議会議員及び五戸町長の選挙における選挙運動の公営に要する経費の公営単価についても改正するため提案するものである。

五戸町議会議員及び五戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

五戸町議会議員及び五戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年五戸町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第95号

五戸町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案

五戸町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月4日 提出

五戸町長 若宮佳一

提案理由

町長等の期末手当の支給割合を改めるため提案するものである。

五戸町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 五戸町町長等の給与に関する条例（平成16年五戸町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の180」に改める。

第2条 五戸町町長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の180」を「100分の175」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の五戸町町長等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の五戸町町長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 96 号

五戸町特別参事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例案

五戸町特別参事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 4 日 提出

五戸町長 若宮佳一

提案理由

特別参事の期末手当の支給割合を改めるため提案するものである。

五戸町特別参事の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 五戸町特別参事の設置及び給与等に関する条例（平成25年五戸町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の180」に改める。

第2条 五戸町特別参事の設置及び給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の180」を「100分の175」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の五戸町特別参事の設置及び給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の五戸町特別参事の設置及び給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 97 号

五戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

五戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 24 日 提出

五戸町長 若宮佳一

提案理由

令和 7 年 10 月 6 日付けの青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に伴い、職員の給料表並びに宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改正するため提案するものである。

五戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 五戸町職員の給与に関する条例（昭和34年五戸町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に、「21, 000円」を「22, 500円」に改める。

第18条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「125」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中「とする」を「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする」に改める。

第20条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「102.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の110」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」「50」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5」を加える。

別表第1から別表第2までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700

	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700

	42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900
	43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200
	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600

	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
	86	266, 200	305, 800	355, 700	397, 000			
	87	266, 500	306, 100	356, 100	397, 400			
	88	266, 800	306, 400	356, 500	397, 800			
	89	267, 100	306, 700	356, 700	398, 100			
	90	267, 400	307, 000	357, 100	398, 600			
	91	267, 700	307, 300	357, 500	399, 000			
	92	268, 000	307, 600	357, 900	399, 400			
	93	268, 300	307, 800	358, 100	399, 700			
	94		308, 000	358, 400				
	95		308, 300	358, 800				
	96		308, 700	359, 100				
	97		308, 900	359, 400				
	98		309, 200	359, 800				
	99		309, 500	360, 200				
	100		309, 900	360, 600				
	101		310, 100	361, 100				

	102		310,400	361,500			
	103		310,700	361,900			
	104		311,000	362,300			
	105		311,200	362,800			
	106		311,500	363,200			
	107		311,800	363,500			
	108		312,100	363,800			
	109		312,300	364,200			
	110		312,600				
	111		313,000				
	112		313,300				
	113		313,500				
	114		313,700				
	115		314,000				
	116		314,400				
	117		314,600				
	118		314,800				
	119		315,100				
	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
定年前再任用短時間勤務職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ただし、第22条に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員以外の職員	1	305,600 円	415,600 円	470,300 円	566,200 円
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	

	28	387, 600	460, 900	518, 400	
	29	389, 500	462, 300	519, 800	
	30	391, 200	463, 600	521, 500	
	31	392, 900	465, 000	523, 300	
	32	394, 700	466, 400	525, 000	
	33	396, 400	467, 700	526, 500	
	34	398, 200	469, 100	527, 800	
	35	399, 800	470, 400	529, 100	
	36	401, 100	471, 800	530, 400	
	37	402, 500	473, 200	531, 400	
	38	403, 900	474, 900	532, 700	
	39	405, 300	476, 500	534, 000	
	40	406, 700	478, 000	535, 300	
	41	408, 200	479, 600	536, 300	
	42	408, 900	480, 800	537, 100	
	43	409, 500	481, 900	537, 900	
	44	410, 100	483, 000	538, 700	
	45	410, 900	484, 000	539, 600	
	46	411, 500	484, 900	540, 400	
	47	412, 100	485, 800	541, 200	
	48	412, 600	486, 600	541, 900	
	49	413, 100	487, 300	542, 700	
	50	413, 500	488, 000	543, 500	
	51	414, 000	488, 700	544, 200	
	52	414, 400	489, 300	545, 100	
	53	414, 800	489, 900	546, 000	
	54	415, 100	490, 600	546, 800	
	55	415, 400	491, 200	547, 700	
	56	415, 800	491, 800	548, 600	
	57	416, 100	492, 100	549, 400	
	58	416, 500	492, 700	550, 200	
	59	416, 800	493, 300	551, 000	

	60	417, 200	494, 000	551, 700	
	61	417, 600	494, 400	552, 500	
	62	417, 900	495, 000	553, 400	
	63	418, 200	495, 700	554, 300	
	64	418, 500	496, 400	555, 200	
	65	418, 800	496, 800	556, 000	
	66		497, 400	556, 900	
	67		498, 000	557, 800	
	68		498, 500	558, 700	
	69		499, 000	559, 500	
	70		499, 500	560, 400	
	71		500, 000	561, 300	
	72		500, 500	562, 200	
	73		500, 900	563, 000	
	74		501, 400		
	75		501, 800		
	76		502, 200		
	77		502, 700		
	78		503, 300		
	79		503, 800		
	80		504, 200		
	81		504, 700		
	82		505, 300		
	83		505, 900		
	84		506, 400		
	85		506, 900		
定年前再任用 短時間勤務職員		312, 900	356, 500	412, 800	488, 500

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200

	29	244, 100	268, 700	296, 400	320, 400	367, 700	414, 000
	30	244, 900	269, 500	297, 400	321, 600	369, 300	414, 800
	31	245, 600	270, 300	298, 300	322, 800	370, 700	415, 500
	32	246, 400	271, 100	299, 300	324, 000	372, 200	416, 300
	33	247, 100	271, 900	300, 300	325, 100	373, 400	416, 700
	34	247, 700	272, 700	301, 400	326, 200	374, 500	417, 300
	35	248, 400	273, 300	302, 400	327, 400	375, 700	417, 800
	36	249, 100	274, 100	303, 300	328, 600	376, 800	418, 200
	37	249, 800	275, 000	304, 300	329, 800	377, 800	418, 600
	38	250, 400	275, 800	305, 300	331, 000	378, 600	418, 800
	39	251, 000	276, 600	306, 300	332, 300	379, 500	419, 100
	40	251, 600	277, 300	307, 300	333, 500	380, 600	419, 400
	41	252, 200	278, 000	308, 200	334, 400	381, 600	419, 700
	42	252, 800	278, 800	309, 400	335, 600	382, 600	420, 000
	43	253, 400	279, 600	310, 500	336, 800	383, 600	420, 300
	44	253, 900	280, 300	311, 600	338, 000	384, 500	420, 600
	45	254, 300	281, 000	312, 600	338, 900	385, 300	420, 800
	46	254, 900	281, 800	313, 700	339, 900	386, 100	421, 100
	47	255, 300	282, 600	314, 800	340, 900	387, 000	421, 400
	48	255, 700	283, 300	315, 800	341, 800	387, 800	421, 700
	49	256, 100	284, 000	316, 900	342, 700	388, 300	421, 900
	50	256, 600	284, 700	317, 900	343, 600	389, 100	422, 100
	51	257, 100	285, 300	319, 000	344, 600	389, 900	422, 400
	52	257, 600	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700	422, 700
	53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100	422, 900
	54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800	
	55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500	
	56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100	
	57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500	
	58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000	
	59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600	
	60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200	

	61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600	
	62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100	
	63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600	
	64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100	
	65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700	
	66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200	
	67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800	
	68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400	
	69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900	
	70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400	
	71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800	
	72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200	
	73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500	
	74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000	
	75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400	
	76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800	
	77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200	
	78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700	403, 700	
	79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900	404, 100	
	80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200	404, 500	
	81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700	404, 900	
	82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000	405, 400	
	83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300	405, 800	
	84	266, 500	302, 600	340, 300	361, 600	406, 200	
	85	266, 700	302, 800	340, 700	362, 000	406, 600	
	86		303, 000	341, 100	362, 300		
	87		303, 200	341, 400	362, 600		
	88		303, 400	341, 700	362, 900		
	89		303, 800	342, 000	363, 300		
	90		304, 000	342, 200	363, 600		
	91		304, 200	342, 600	363, 800		
	92		304, 400	342, 900	364, 100		

	93		304,800	343,100	364,400		
	94		305,000	343,400	364,800		
	95		305,200	343,700	365,200		
	96		305,500	343,900	365,600		
	97		305,800	344,100	366,100		
	98		306,000	344,400	366,500		
	99		306,200	344,700	366,900		
	100		306,500	344,900	367,300		
	101		306,800	345,100	367,800		
	102		307,000	345,300			
	103		307,200	345,700			
	104		307,500	345,900			
	105		307,800	346,100			
	106			346,400			
	107			346,800			
	108			347,200			
	109			347,400			
定年前再任用短時間勤務職員		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療エックス線技師、栄養士及び衛生検査技師等に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円 221,700	円 254,700	円 293,900	円 307,300	円 330,800
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700

	6	230, 700	264, 400	296, 300	309, 800	335, 900
	7	232, 500	265, 200	296, 800	310, 400	337, 100
	8	234, 200	266, 100	297, 200	310, 800	338, 300
	9	235, 900	266, 900	297, 600	311, 300	339, 200
	10	237, 800	268, 000	298, 100	311, 800	340, 400
	11	239, 700	269, 100	298, 600	312, 400	341, 500
	12	241, 600	270, 000	299, 100	312, 900	342, 600
	13	243, 400	270, 800	299, 500	313, 300	343, 600
	14	245, 400	271, 500	300, 000	313, 900	344, 700
	15	247, 400	272, 200	300, 400	314, 600	345, 800
	16	249, 400	273, 000	300, 900	315, 200	346, 900
	17	251, 400	274, 100	301, 400	315, 800	348, 000
	18	253, 400	275, 000	301, 800	316, 700	349, 100
	19	255, 500	275, 900	302, 300	317, 500	350, 200
	20	257, 500	276, 800	302, 700	318, 400	351, 300
	21	259, 400	277, 800	303, 200	319, 200	352, 400
	22	260, 600	278, 800	303, 600	320, 100	353, 600
	23	261, 700	279, 700	304, 100	321, 000	354, 700
	24	262, 800	280, 700	304, 500	321, 800	355, 800
	25	263, 900	281, 500	305, 000	322, 600	356, 800
	26	264, 700	282, 400	305, 600	323, 400	358, 100
	27	265, 600	283, 300	306, 300	324, 300	359, 400
	28	266, 400	284, 200	307, 000	325, 200	360, 700
	29	267, 200	285, 200	307, 700	325, 900	361, 900
	30	267, 900	285, 900	308, 400	327, 000	363, 400
	31	268, 600	286, 600	309, 100	328, 100	364, 900
	32	269, 300	287, 300	309, 900	329, 100	366, 400
	33	270, 100	287, 900	310, 600	330, 200	367, 600
	34	270, 700	288, 500	311, 400	331, 200	369, 100
	35	271, 300	289, 000	312, 100	332, 300	370, 500

	36	271, 800	289, 400	312, 800	333, 400	371, 900
	37	272, 400	289, 800	313, 500	334, 500	373, 300
	38	273, 100	290, 400	314, 300	335, 600	374, 300
	39	273, 800	290, 900	315, 100	336, 700	375, 700
	40	274, 500	291, 300	315, 900	337, 800	377, 000
	41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300
	42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700
	43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000
	44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300
	45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800
	46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000
	47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100
	48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300
	49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400
	50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300
	51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300
	52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200
	53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800
	54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600
	55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400
	56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200
	57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900
	58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600
	59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300
	60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900
	61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500
	62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100
	63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800
	64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400
	65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100

	66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600
	67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200
	68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700
	69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100
	70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700
	71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100
	72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400
	73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700
	74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200
	75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600
	76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900
	77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200
	78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700
	79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200
	80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600
	81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900
	82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300
	83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800
	84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200
	85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600
	86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900	
	87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500	
	88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000	
	89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300	
	90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800	
	91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100	
	92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400	
	93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000	
	94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500	
	95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000	

	96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500	
	97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100	
	98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600	
	99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100	
	100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500	
	101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100	
	102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600	
	103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100	
	104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600	
	105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200	
	106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600	
	107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100	
	108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600	
	109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200	
	110	306, 500	337, 800	372, 400		
	111	306, 700	338, 100	372, 900		
	112	307, 000	338, 400	373, 300		
	113	307, 300	338, 700	373, 700		
	114	307, 500	339, 100	374, 100		
	115	307, 800	339, 400	374, 600		
	116	308, 000	339, 700	375, 100		
	117	308, 300	339, 900	375, 500		
	118	308, 500	340, 200	376, 000		
	119	308, 800	340, 500	376, 500		
	120	309, 100	340, 700	377, 000		
	121	309, 400	340, 900	377, 300		
	122	309, 700	341, 200			
	123	310, 000	341, 500			
	124	310, 300	341, 800			
	125	310, 500	342, 000			

	126	310, 700	342, 300			
	127	311, 000	342, 600			
	128	311, 400	342, 800			
	129	311, 600	343, 000			
	130	311, 900	343, 200			
	131	312, 200	343, 500			
	132	312, 600	343, 700			
	133	312, 800	344, 000			
	134	313, 100	344, 400			
	135	313, 400	344, 800			
	136	313, 700	345, 200			
	137	313, 900	345, 500			
	138	314, 200	345, 900			
	139	314, 500	346, 300			
	140	314, 800	346, 700			
	141	315, 000	347, 000			
	142	315, 300	347, 400			
	143	315, 700	347, 700			
	144	316, 000	348, 100			
	145	316, 200	348, 400			
	146	316, 400	348, 800			
	147	316, 700	349, 200			
	148	317, 000	349, 600			
	149	317, 200	349, 900			
	150	317, 400	350, 300			
	151	317, 700	350, 700			
	152	318, 000	351, 100			
	153	318, 400	351, 400			
	154	318, 600				
	155	318, 800				

	156	319,100				
	157	319,400				
	158	319,700				
	159	320,000				
	160	320,300				
	161	320,700				
	162	321,000				
	163	321,300				
	164	321,600				
	165	322,000				
	166	322,300				
	167	322,600				
	168	322,900				
	169	323,300				
定年前再任用短時間勤務職員		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100

備考 この表は、病院等に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

第2条 五戸町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の110」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の五戸町職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(令和7年4月1日前の異動者の号給の調整)

- 3 令和7年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び規則の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例を適用する場合には、第1条の規定による改正前の五戸町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第98号

五戸町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例案

五戸町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月4日 提出

五戸町長 若宮佳一

提案理由

常時勤務する職員で診療の業務に従事した医師の処遇改善を図ること及び令和5年4月1日から施行日の前日までの間に改正前の五戸町職員の特殊勤務手当支給に関する条例第3条の規定により支給した診療手当の遡及適用を図るため提案するものである。

五戸町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

五戸町職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和36年五戸町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「110万円」を「140万円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の五戸町職員の特殊勤務手当支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（診療手当の内払）

2 この条例による改正後の条例を適用する場合には、令和5年4月1日から施行日の前日までの間に改正前の五戸町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の規定に基づいて支給された診療手当は、改正後の条例の規定による診療手当の内払とみなす。

議案第99号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月4日 提出

五戸町長 若宮佳一

提案理由

災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）第18条の規定により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する五戸町災害弔慰金等支給審査委員会を設置するために提案するものである。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年五戸町条例第128号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（支給審査委員会の設置）

第16条 法第18条に基づき、五戸町災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、医師その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 前項に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は町長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（五戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 五戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年五戸町条例第119号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「予防接種健康被害調査委員会委員」の項の次に次のように加える。

災害弔慰金等支給審査委員会委員長	〃	5, 700
災害弔慰金等支給審査委員会委員	〃	5, 300

別表第2中「予防接種健康被害調査委員会会長」の次に「、災害弔慰金等支給審査委員会委員長」を、「予防接種健康被害調査委員会委員」の次に「、災害弔慰金等支給審査委員会委員」を加える。

議案第100号

五戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

五戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月4日 提出

五戸町長 若宮佳一

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

五戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

五戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年五戸町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第101号

五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月4日 提出

五戸町長 若宮佳一

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第82号）の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年五戸町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診査又は臨時の健康診断

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「（青森県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は青森県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加える。

第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項及び第47条第1項中「保育士」の次に「（青森県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は青森県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

附則第9条に次の1項を加える。

2 認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等についての前項の規定の適用については、同項中「除く。」とあるのは、「除く。」又は当該小規模保育事業所A型等が所在する認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第102号

五戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例案

五戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和7年12月4日 提出

五戸町長 若宮佳一

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行に伴い、所要の
改正を行うため提案するものである。

五戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

五戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年五戸町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（青森県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は青森県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第103号

五戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案

五戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月4日 提出

五戸町長 若宮佳一

提案理由

簡易水道事業経営の安定化を図るため、簡易水道料金を改定する必要があることから提案するものである。

五戸町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

五戸町簡易水道事業給水条例（平成16年五戸町条例第130号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第21条までを1条ずつ繰り上げる。

第22条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条を第21条とし、第23条から第26条までを1条ずつ繰り上げる。

第27条第1項中「1か月につき、別表第2の規定に基づき算出して得た」を「基本料金及び従量料金の合計」に改め、同条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 1月当たりの基本料金は、給水管の口径（メーターの取付部分の口径をいう。以下同じ。）に応じ、別表第2に定める額とする。

3 1月当たりの従量料金は、給水管の口径に応じ、別表第3に定める額とする。

第27条を第26条とし、同条の次に次の1条を加える。

（用途の特例）

第27条 町長は、水道の使用者から申請があった場合において町長が定める用途の基準に適合していると認めるときは、別表第4に定める用途に応じた料率を適用することができる。

第29条の見出し中「及び用途」を削り、同条中「及びその用途」を削り、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第30条第2項を削る。

第31条中「別表第3」を「別表第5」に改める。

第34条第1項中「別表第4」を「別表第6」に改める。

第38条第1号中「第10条」を「料金、第9条」に、「第24条」を「第23条」に、「第27条の料金」を「第31条のメーター使用料」に改める。

第40条第1号中「第6条」を「第5条」に改め、同条第2号中「第14条」を「第13条」に、「第15条」を「第14条」に、「第20条」を「第19条」に改め、同条第3号中「第24条」を「第23条」に改める。

第41条中「第27条の」を削り、「料金」の次に「、第31条のメーター使用料」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第26条関係）

給水管の口径	基本料金
20mm以下	1,700円
25mm	2,370円
30mm	3,300円
40mm	5,600円
50mm	9,500円

別表第4を別表第6とし、別表第3を別表第5とし、同表の前に次の2表を加える。

別表第3（第26条関係）

給水管の口径	従量料金					
25mm以下	使用水量 5 m ³ を超える、 10 m ³ までの分 1 m ³ につき 40円	使用水量 1 0 m ³ を超える、 20 m ³ までの分 1 m ³ につき 261円	使用水量 2 0 m ³ を超える、 50 m ³ までの分 1 m ³ につき 266円	使用水量 5 0 m ³ を超える、 100 m ³ までの分 1 m ³ につき 302円	使用水量 1 00 m ³ を超える分 1 m ³ につき 335円	
30mm以上	使用水量 50 m ³ までの分 1 m ³ につき 266円			使用水量 5 0 m ³ を超える、 100 m ³ までの分 1 m ³ につき 302円	使用水量 1 00 m ³ を超える分 1 m ³ につき 335円	

別表第4（第27条関係）

用途	料率	
	基本料金	従量料金

営農用	なし	使用水量 1 m ³ につき 1 2 4 円
臨時用	なし	使用水量 1 m ³ につき 4 8 0 円

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議案第104号

五戸町斎場設置条例の一部を改正する条例案

五戸町斎場設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月4日 提出

五戸町長 若宮佳一

提案理由

斎場老朽化による修繕箇所の増及び燃料等高騰による施設管理費増加のため、斎場使用料を改正するものである。

五戸町斎場設置条例の一部を改正する条例

五戸町斎場設置条例（平成16年五戸町条例第44号）の一部を次のように改正する。
別表中「33,000円」を「38,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

議案第105号

五戸町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

五戸町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月4日 提出

五戸町長 若宮佳一

提案理由

農業集落排水処理施設事業経営の安定化を図るため、農業集落排水処理施設使用料を改定する必要があることから提案するものである。

五戸町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

五戸町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成16年五戸町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」の次に「第1」を加える。

第8条第3項を次のように改める。

3 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定めるところにより算定した合計額に、消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額とする。

別表中「別表（第2条関係）施設の名称等」を「別表（第2条関係）」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第8条関係）

基本使用料	超過使用料			
排除汚水量 10m ³ まで 1,600 円	排除汚水量 0m ³ を超え、 30m ³ までの 分 1m ³ につき1 60円	排除汚水量 0m ³ を超え、 50m ³ までの 分 1m ³ につき1 80円	排除汚水量 0m ³ を超え、 150m ³ までの 分 1m ³ につき2 10円	排除汚水量 50m ³ を超える分 1m ³ につき2 40円

附 則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。

議案第106号

五戸町下水道条例の一部を改正する条例案

五戸町下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月4日 提出

五戸町長 若宮佳一

提案理由

下水道事業経営の安定化を図るため、下水道使用料を改定する必要があることから提案するものである。

五戸町下水道条例の一部を改正する条例

五戸町下水道条例（平成16年五戸町条例第132号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「次の表」を「別表」に改め、同条の表を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第21条関係）

基本使用料	超過使用料			
排除汚水量 10m ³ まで 1,600 円	排除汚水量 10m ³ を超え、 30m ³ までの 分 1m ³ につき1 60円	排除汚水量 0m ³ を超え、 50m ³ までの 分 1m ³ につき1 80円	排除汚水量 0m ³ を超え、 150m ³ までの 分 1m ³ につき2 10円	排除汚水量 150m ³ を超える分 1m ³ につき2 40円

附 則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。

議案第107号

五戸町学校給食条例の一部を改正する条例案

五戸町学校給食条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月4日 提出

五戸町長 若宮佳一

提案理由

青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金の交付にあたり、学校給食費の無償化を優先として交付することに伴い、五戸町学校給食条例の一部を改正するため、提案するものである。

五戸町学校給食条例の一部を改正する条例

五戸町学校給食条例（昭和45年五戸町条例第8号）の一部を次のように改正する。
第4条に次のただし書を加える。

ただし、当分の間、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援に資することを目的とし、給食費は徴収しない。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助の支給を受けている保護者については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は令和6年10月1日から適用する。

（経過措置）

2 令和6年10月1日から施行日の前日までの給食費については、改正後の第4条の規定によりなされたものとみなす。